

げすいどうせつぞく あんない
下水道接続のご案内

上三川町マスコットキャラクター

下水道への接続を
お願いします！！



かみたん

上三川町上下水道課

はじめに

下水道及び農業集落排水は、健康で快適な生活環境を確保し、河川や湖沼の水質をきれいに保つためにはなくてはならない施設です。

上三川町の下水道事業が昭和 57 年に開始以降、処理区を現在も年々拡大しております。また、農業集落排水事業は平成 22 年に完了しました。しかし、その供用開始した各事業の役割を十分にはたすため、ならびに、事業を成り立たせるためには、下水道及び農業集落排水を使用できる地域にお住まいの方がすみやかに水洗化工事（排水設備工事）をしていただく事が大切です。

このしおりは、下水道及び農業集落排水を使用できる皆さんが水洗化工事をされる際に必要な、排水工事の手続きや使用料などについてまとめております。参考にして下さるようお願い致します。

目 次

P 1	下水道と農業集落排水の接続について
P 2 ～ P 4	下水道と農業集落排水の使い方・排水設備工事の手続きについて
P 5 ～ P 7	利用者の声、下水道及び農業集落排水事業へ接続した結果
P 8 ～	排水設備工事の費用について・融資あっせん制度について
P 9 ～ 1 0	下水道・農業集落排水の使用料について
P 1 1	受益者負担金（分担金）について・まとめ

毎日の洗濯やキッチンなどの汚れた水は、
キレイにしてから自然に返さなければ、衛生的な暮らしも美しい自然も守れません。
汚れた水をキレイな水にして河川に戻す下水道（及び農業集落排水）は、なくてはならない公共施設です。
「環境問題」が深刻化している現代、身近な生活排水についてもっと考えてみませんか？

[下水道なら衛生的]

浄化槽を使用して側溝等に排水している場合、場所によっては側溝等に水たまりができ、悪臭や虫の発生の原因となります。また、地中に染み込ませている場合、土壌汚染やあふれた汚水で不衛生な環境を招きます。下水道及び農業集落排水へつなげば、家屋から出る汚水は直接流せて衛生的。各ご家庭へつないで、皆さんの協力のもとに地域の快適な暮らしを作りましょう。

[下水道への接続]

国の法律である下水道法では、「公共下水道が使用できるようになったら、遅延なく排水設備を設置し、くみ取りトイレは3年以内に水洗トイレに改造して、下水道へつなげなければならない」となっています。

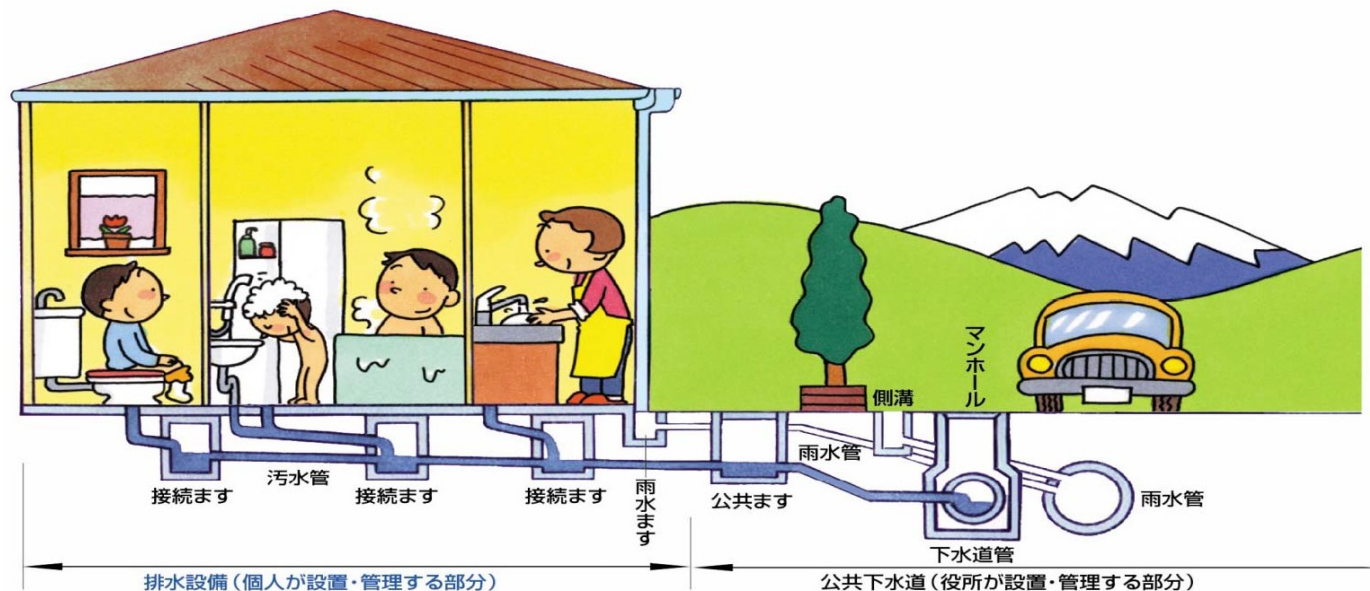


[下水道なら維持管理がラク]

下水道につなげば、今まで必要だった浄化槽の点検やくみ取りの依頼、修理などが不要となり、維持管理がラクになります。



※ただし、宅地内に設置した排水設備は個人所有となりますので、お客様の維持管理が必要となります。



■排水設備の設置例■

下水道は、町が道路などに建設し管理を行なう「下水本管」と個人が敷地内に設置し、家庭から出る汚水を直接下水本管へ流すための「排水設備」からなっています。排水設備は使用者が自らの敷地内に設置する排水管や汚水枦などで、使用者が個人で、補修・点検などの管理をするものです。

「公共枦」とは、公道等に布設した下水本管と各家庭の排水設備とを接続するために設置する枦です。町が公共下水道及び農業集落排水を使用する使用者の宅地内に1個設置し、町が管理します。

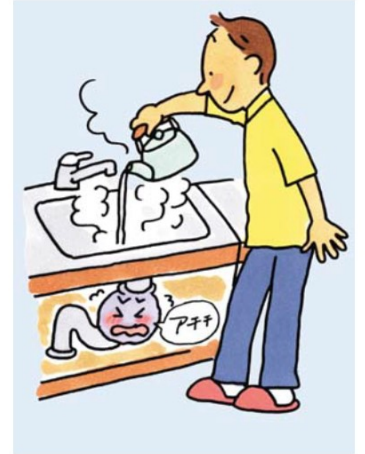
■下水道の使い方■

下水道は、何でも流せるものではありません。家庭用雑排水及びし尿の処理を目的としたものです。排水設備や下水道本管の事故を未然に防ぐために、下記のことには注意して、下水道を正しく使いましょう。

※使用者の重大な過失による下水道及び農業集落排水の管の閉塞・処理施設の故障等が発生した場合は、復旧作業を原因者の負担で行って頂く場合もあります。ルールを守って下水道のご利用にご協力をお願い致します。

◆キッチン（台所）◆

- ①流し口には、金網などをつけて、野菜くずや魚の骨が直接本管へ流れ込まないように取り除いてください。
- ②高温の湯は、排水管を傷めます。一旦冷ましてから流して下さい。
- ③油類は石けん水や洗剤と化学反応を起こして排水管が詰まる原因となります。流さないでください。



◆トイレ（便所）◆

- ①トイレットペーパーは専用のものを使用してください。ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等は水にとけにくいので詰まりの原因になります。流さないでください。
- ②異物は投入しないでください。例えば、生理用品、紙おむつ、タオル類、ビニール類などの異物は詰まる原因となります。誤って便器内に落とした場合には流す前に、必ず拾い出してください。
- ③便器の清掃には、ぬるま湯を使用し、落ちにくい汚れは中性洗剤を薄めて少量お使いください。

◆浴室・洗濯場◆

- ①排水口へ固いものや布くず・髪の毛は流さないでください。髪の毛は分解しにくいだけでなく、下水道管の中で汚物を引っ掛け、詰まらせる原因になります。流れないように排水口に目の細かいネットなどを張って、流れないようにしてください。



■ その他（流してはいけないもの） ■

- ① 分流式（汚水と雨水を分けて処理をする）下水道です。絶対雨水を流さないでください。
- ② 殺虫剤、除草剤等の薬品を流さないでください。
- ③ 重金属類、たばこの吸い殻、ペットボトル等、水に溶けないもの。（つまりの原因となります。）
- ④ ガソリン等の揮発性の物質は爆発し大事故につながり大変

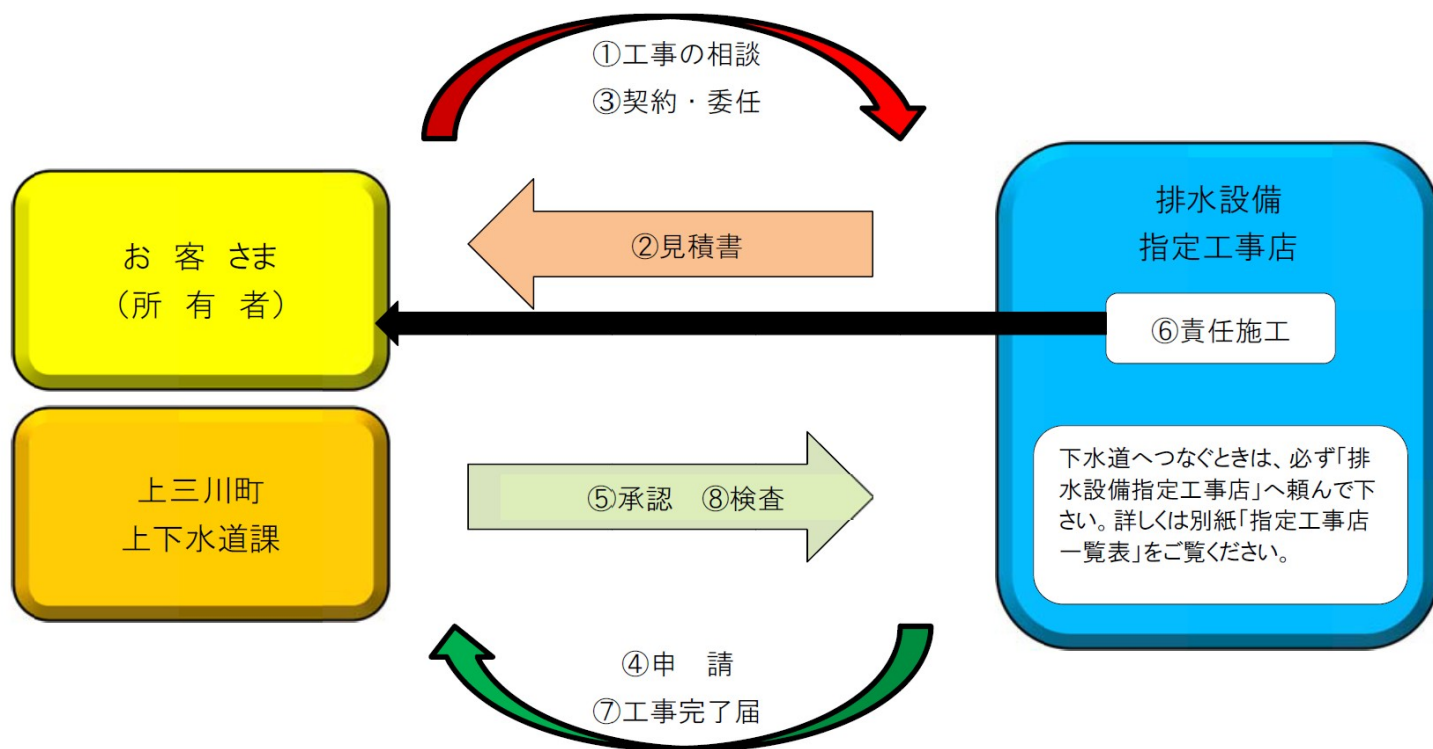


[浄化槽は定期点検が必要です]

浄化槽を利用している場合は、定期的に保守点検と清掃が必要です。専門の業者に依頼して必ず点検を行いましょう。

[下水道接続の手続き]

下水道を使用するには、宅地内に設置されている「公共ます」に排水管をつなぐ工事が必要となります。手続きは下図のとおりです。



[排水設備指定工事店について]

下水道につなぐ場合は、「排水設備指定工事店」でないと工事ができません。これは、下水道の構造が法律で定められているためで、正しい排水設備の工事がされるように指定制がとられています。「指定工事店」は下水道接続工事に熟知しておりますので、指定工事店へご相談ください。



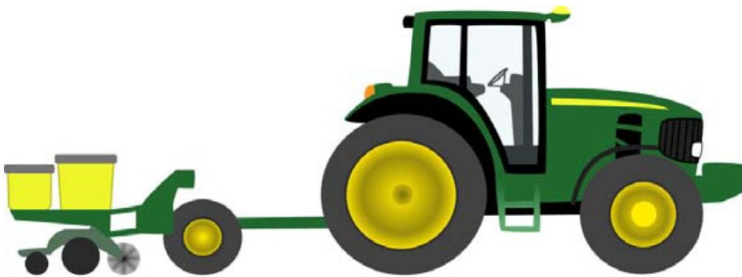
利用者の声！

◆農業用水路等の水質の改善◆

公共下水道及び農業集落排水事業を実施するまでは、単独浄化槽の場合の台所の水や洗濯機の水が水路へ流れているケースが見られました。

そのため、水路の水質が悪化していましたが事業実施後その現象の改善が見られています。

（事業着手前と着手後の写真は次ページに掲載します。）



◆浄化槽に係る維持管理の解消◆

- 浄化槽のしみこみについての不安が解消された。
（いつ染み込まなくなるかという不安の解消）
- 農業用水路に処理水を流していた場合の、水路清掃（堀ざらい）が不要となった。
- 浄化槽の引き抜き及び法律で義務付けられている年1回の法定検査が不要となった。
- 上記の不安や負担がなく、気持ちよく生活ができるようになった。



以上のような声を、アンケート調査等によりいただきました。

◆ 事業着手前 ◆



※単独浄化槽での処理水や未処理の洗濯水や食器洗剤の類の汚水が、そのまま水路へ流れ出ていました。そのため、水路が白く濁ってしまっていました。



全体で撮影した際にも、その汚水の量が確認できます。



◆ 事業完了前 ◆

※農業集落排水及び公共下水道へ接続したため、農業用水路への汚水流入がなくなりました。そのため、着手前のような白く濁ることはなくなりました。



※全体で撮影した状況でも、水路の水質汚濁はなくなっていることが確認できます。



Q 工事費はどれくらいかかるの？

A

下水道につなぐ工事は、土地の形状や排水管の位置などで内容が変わりますので、各ご家庭により費用が異なります。下記の工事費は目安です。

工事費の見積は、指定工事店2～3社からとることをおすすめします。

例)Aさん宅の場合 ※別途消費税

浄化槽を切りはなして下水道へ接続。

排水管の延長20m、宅内マス5個。

平均的な見積額 およそ340,000円

例)Bさん宅の場合

くみ取りトイレを水洗トイレに替え、

排水管の延長20m、宅内マス5個。

平均的な見積額 およそ620,000円

※切りはなした浄化槽の処理方法や便器の種類、掘る深さによって工事費は変動します。上記の例は目安ですので、必ずしもこの金額になるとは限りません

■別途手数料がかかります。

承認手数料	検査手数料
1,000円	1,000円

下水道(農業集落排水)接続工事資金融資あっせん制度について

接続工事費用の融資あっせんを行っています。ローンの利子を上三川町が負担しますので、銀行から無利子で借りられます。

■対象工事

処理区域内において、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事、または浄化槽を廃止して公共下水道及び農業集落排水施設に接続する工事。また、これと連携する他の汚水の排水設備工事を併せて施工する場合も含まれます。

■あっせんの内容

1. 限度額 …排水設備1件につき最大 **100万円**
2. 返済方法… **60ヶ月以内**、毎月元金均等償還
3. 利 子…町より毎年4月と10月に、償還時に支払った利子額を補給します。

■融資あっせんの条件

1. 町税、受益者負担金、上下水道使用料を滞納していないこと
2. 処理区域内の建築物の所有者又は、その所有者の同意を得た使用者であること
3. 確実な連帯保証人を有するものであること。

■取扱金融機関

足利銀行(上三川支店・石橋支店)、足利小山信用金庫(石橋支店)、宇都宮農業共同組合(上三川支所)
栃木銀行(上三川支店・石橋支店)

●工事終了後では利用できませんので、ご注意ください。

●その他、不明な点がありましたら、上三川町上下水道課へご相談ください。

[下水道及び農業集落排水の使用料 料金表]

1 ヶ月あたりの使用料金

(消費税込み)

基本料金	汚水量 10m ³ まで	1,320 円
超過料金 (1m ³ につき)	11m ³ ~ 30m ³ まで	132 円
	31m ³ ~ 50m ³ まで	143 円
	51m ³ ~ 100m ³ まで	154 円
	101m ³ 以上	165 円

(参考) 1 ヶ月あたりの使用料金 (例)

①水道は全て町の上水道を使用の場合⇒町の上水道の使用量が汚水使用量となります。

町の上水道を 30m³ 使用した場合

	使用水量	計算
基本料金	10m ³	1,320 円 …①
従量料金	20m ³	132 円×20m ³ =2,640 円…②
下水道使用料		①+②=3,960 円

町の上水道を 40m³ 使用した場合

	使用水量	計算
基本料金	10m ³	1,320 円 …①
従量料金	20m ³	132 円×20m ³ =2,640 円…②
	30m ³	143 円×10m ³ =1,430 円…③
下水道使用料		①+②+③=5,390 円

②水道は全て井戸水を使用の場合⇒世帯人数×9m³が汚水使用量となります。

世帯人数4人で使用した場合(4人×9m³=36m³)

	使用水量	計算
基本料金	10m ³	1,320 円 …①
従量料金	20m ³	132 円×20m ³ =2,640 円…②
	6m ³	143 円×6m ³ =858 円 …③
下水道使用料		①+②+③=4,818 円

世帯人数5人で使用した場合(5人×9m³=45m³)

	使用水量	計算
基本料金	10m ³	1,320 円 …①
従量料金	20m ³	132 円×20m ³ =2,640 円…②
	15m ³	143 円×15m ³ =2,145 円…③
下水道使用料		①+②+③=6,105 円

③水道は井戸水と町の上水道を使用の場合⇒世帯人数×4.5m³+町の上水道の使用量が汚水使用量となります。

世帯人数4人で町上水道を 10m³ 使用した場合
(4人×4.5m³=18m³)+10m³=28m³

	使用水量	計算
基本料金	10m ³	1,320 円 …①
従量料金	18m ³	132 円×18m ³ =2,376 円…②
下水道使用料		①+②=3,696 円

世帯人数 5 人で町上水道を 20m³ 使用した場合
(5人×4.5m³=22.5m³)+20m³=42m³

	使用水量	計算
基本料金	10m ³	1,320 円 …①
従量料金	20m ³	132 円×20m ³ =2,640 円…②
	12m ³	143 円×12m ³ =1,716 円…③
下水道使用料		①+②+③=5,676 円

くらべてみます! ②

下水道使用料

と

浄化槽維持管理費

[浄化槽の維持管理費について]

浄化槽の年間維持管理費（5人槽での使用例）

内 訳	金 額
保守点検（年3回）	21,000 円
清掃・汚泥汲み取り（年1回）	28,000 円
法定検査料（年1回）	4,300 円
電気代（ブロー等）	13,000 円
修 理 費 等	必要に応じて
合 計	65,300 円

※浄化槽にかかる費用は、参考例です。点検費・清掃費等は業者により費用が異なります。

法定検査は、年1回法律で義務づけられています。違反すると罰則が科せられる場合があります。

[浄化槽と下水道（農業集落排水）との費用比較]

1年間にかかる費用（参考例）

使用例	下水道(A)	浄化槽(B)	差額(A)-(B)
町上水道 30m ³ 使用の場合	3,960 円×12 ヶ月=47,520 円	5人槽 66,300 円	△ 18,780 円
井戸水で世帯 4 人の場合	4,818 円×12 ヶ月=57,816 円		△ 8,484 円
井戸水と町上水道両方使用 (世帯4人で上水道 10m ³ 使用)	3,696 円×12 ヶ月=44,352 円		△ 21,948 円

※下水道使用料は使用量に応じて算出しておりますので、節水を心がければさらにオトク！！

しかし、浄化槽はずっと同じ維持管理費用を払い続けなければなりません。

■受益者負担金(分担金)制度■

下水道の便益を受けるのは下水道を設置された地域の人に限られます。そのため、工事費用及び維持管理費用を全て「公費(税金)」で行おうとすると、下水道を利用できない地域(未整備地域)の人にまで負担をかけてしまい、不公平となってしまう。このことから、下水道が整備されたことにより、恩恵を受ける皆さんに下水道建設事業費の一部を負担していただくのが、**受益者負担金(分担金)制度**です。

◆負担金(分担金)の額◆

＜市街化区域＞

⇒土地の面積 1 m^2 当たり 300 円 を乗じた金額

例) 330 m^2 (約 100 坪) $\times$ 300 円 = 99,000 円

＜市街化調整区域＞

⇒建物に必要な公共汚水枥 1 箇所につき

300,000 円



◆負担金(分担金)の納入方法◆

①負担金は5年に分割し、さらに年4回にわけて納めて頂きます。(20回払い)

この場合の負担金の納期は、

7月・9月・11月・1月です。

②負担金の納付は分割によらず、まとめて一括納付することもできます。この場合には前納報奨金が交付されます

③納付方法は、**口座振替・現金納付**の2通りです。

◆前納報償金制度◆

受益者負担金及び分担金を一括でお支払頂く場合には「前納報償金」という報償金が納付額から控除されます。前納報償金の額は、**全期一括**で納付の場合は負担金全額の約19%となっております。

[市街化区域] ⇒負担金全額の約19%の額(土地の面積より申請地毎に計算)

[市街化調整区域]⇒負担金全額の約19%の額(一律 57,000 円)



ま と め

◆下水道利用にかかる経費◆

①受益者負担金(及び分担金)

・市街化区域 : 土地面積(m^2) $\times$ 300 円

・市街化調整区域: 300,000 円

(前納報償金制度あり)

②排水工事費用

・使用者が公共汚水枥までの接続のために行なう敷地内配管工事

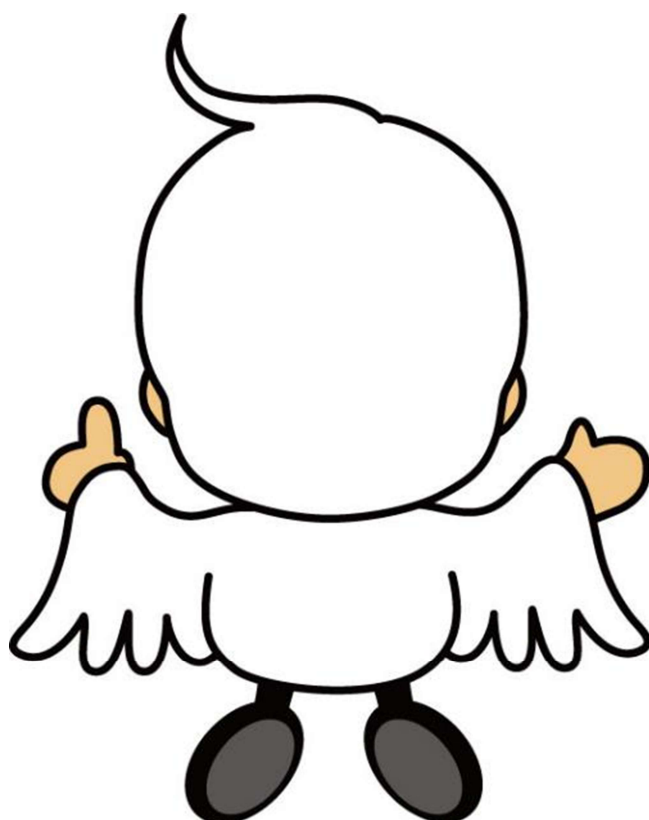
(申請手数料及び検査手数料 2,000 円含む)

③下水道使用料

・毎月の上水道及び井戸水の使用量に応じて、下水道使用料をお支払い。

いかがでしたか？本資料を参考に下水道及び農業集落排水への理解を深めて頂ければと思います。健康で快適な生活環境を維持するために、皆様のご協力をお願いします。





【お問い合わせ先】

下水道管の布設状況について 下水道工務係 TEL 0285-56-9144

接続に関する事

融資・あっせんに関する事 } 下水道業務係 TEL 0285-56-9167

下水道使用料に関する事

上三川町 上下水道課 〒329-0696 上三川町しらさぎ一丁目1番地